

(別添)

○ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(案) (昭和二六年地自乙発第二六三号)

(傍線部分は今回改正部分)

改正後	現行
<p>(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令の日 に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法 第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、 報酬の額(一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇 年〇〇県条例第〇号)第〇条に規定する〇〇手当に相当 する額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする 。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及 びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する 額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下 給料及びこれに対する勤務地手当の合計額(法 第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、 報酬の額(一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇 年〇〇県条例第〇号)第〇条に規定する〇〇手当に相当 する額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする 。</p>

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(案) (昭和六十二年自治公一第六八号)  
 (傍線部分は今回改正部分)

改正後	現行
<p>(職員の派遣)            第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項から第〇項まで〔職員の定年等に関する条例(案)第九条第一項から第四項まで相当規定〕の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>六 (略)</p>	<p>(職員の派遣)            第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 (略)</p>

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（例）（平成一二年自治公第二六号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	現行
<p>（職員の派遣） 第二条（略） 2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 四（略） 五 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項から第〇項まで〔職員の定年等に関する条例（案）第九条第一項から第四項まで相当規定〕の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 六（略）</p>	<p>（職員の派遣） 第二条（略） 2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 四（略） 五（略）</p>